

佐賀県地域福祉支援計画Ver. 6 の進捗状況等について

目次

- 1 佐賀県の現状について
- 2 地域福祉支援計画Ver.6の概要について
- 3 昨年度実施した地域福祉支援計画Ver.5→6の主な改定内容について
- 4 地域福祉支援計画Ver.6の進捗状況について
- 5 孤独・孤立対策について

その他（関係資料）

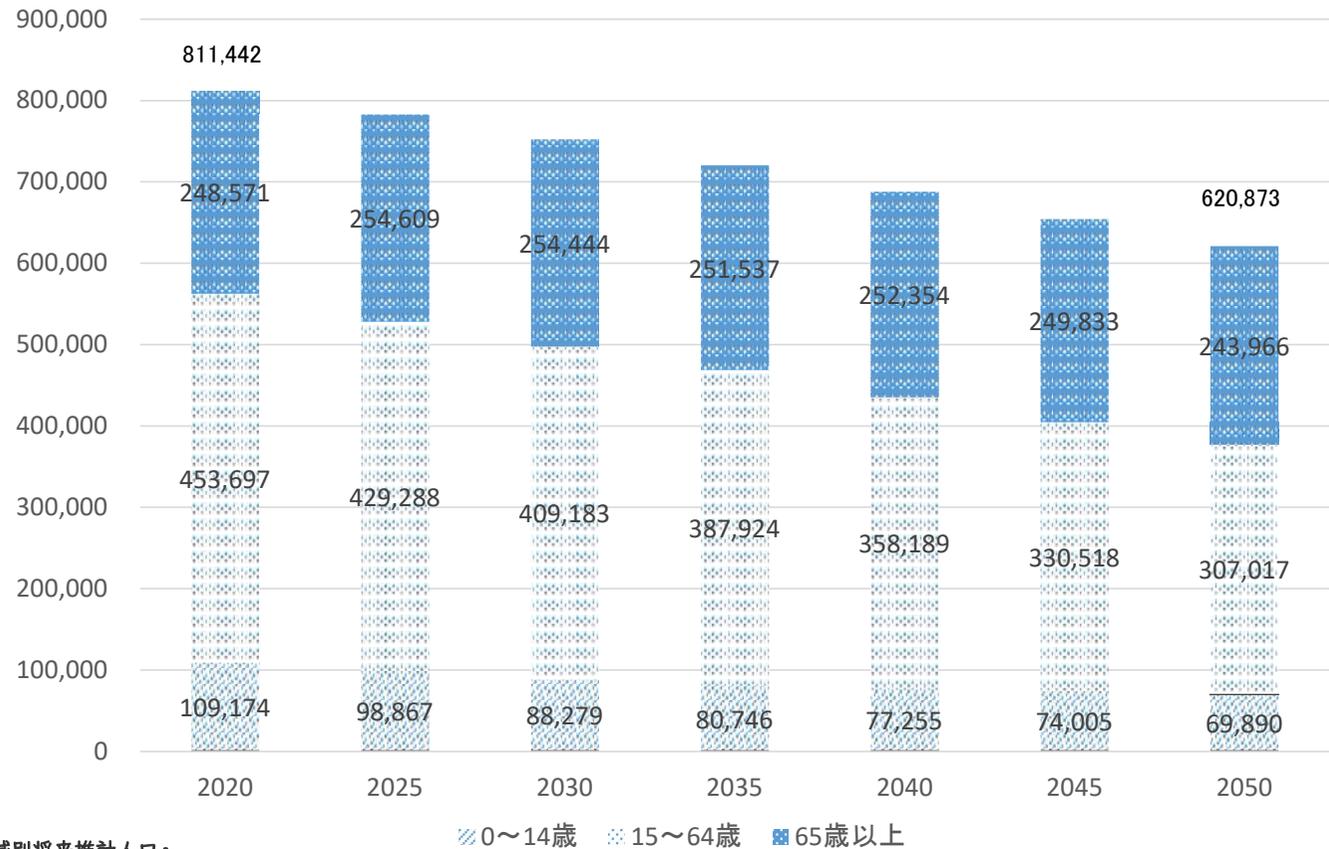
I 佐賀県の現状について

※主に、佐賀県地域福祉支援計画P.6～13に掲載しているデータ項目に基づき記載

I 佐賀県の現状

佐賀県の将来推計人口 の推移

○佐賀県の人口は、2020年の約81万人から、2050年には約62万人まで減少することが予想されており、減少率は約23%と全国平均（約17%）を上回る水準で推移。
○令和7年（2025年）2月1日現在の人口は、785,748人。



(出典) 都道府県・市区町村別の男女・年齢(5歳)階級別将来推計人口-『日本の地域別将来推計人口』

(令和5(2023)年推計) 国立社会保障・人口問題研究所

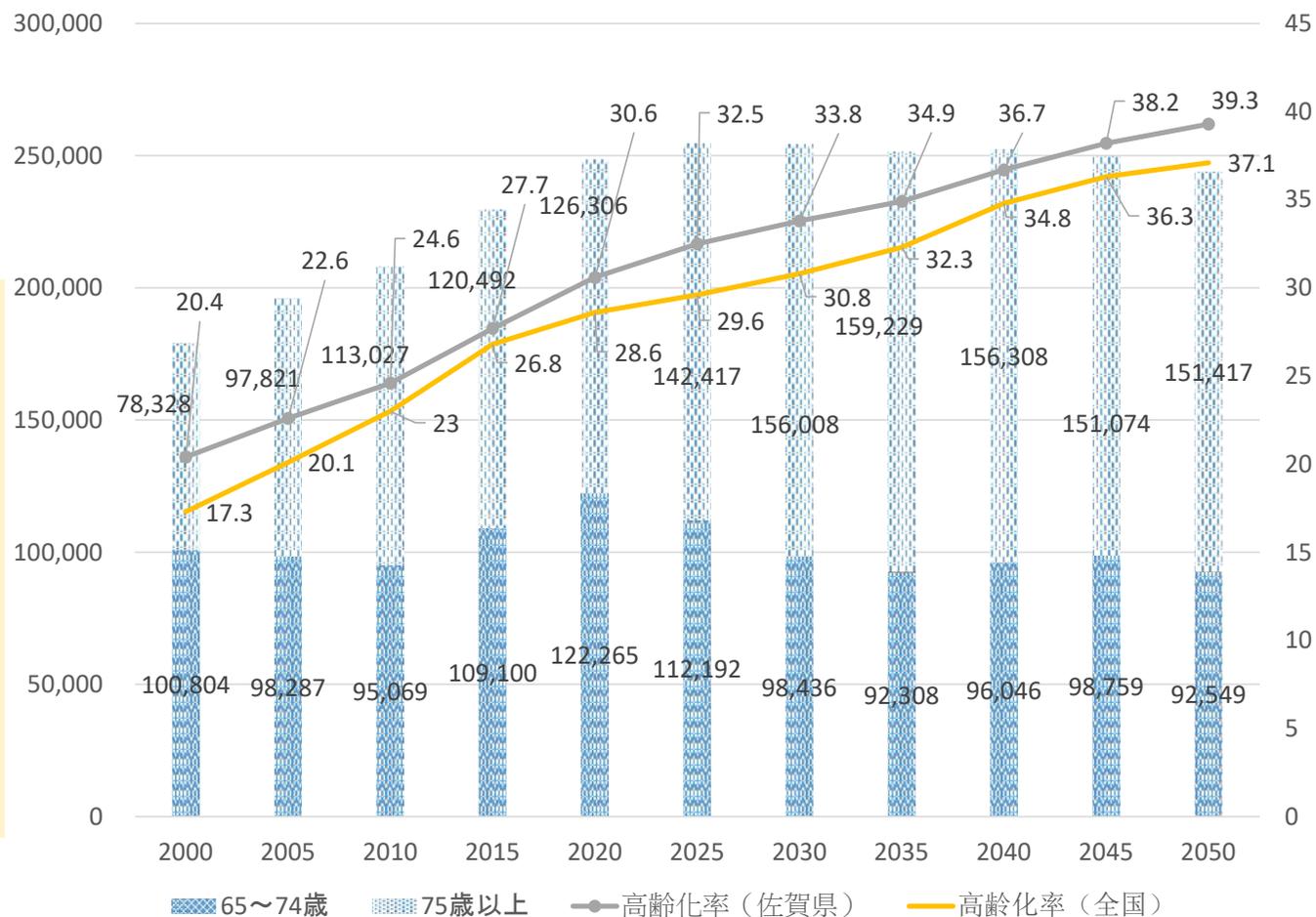
(出典) 佐賀県政策部統計分析課「佐賀県の推計人口(令和6年度)」

佐賀県の現状

佐賀県の高年齢人口と高年齢化率の推移

○佐賀県の高年齢化率は、全国を上回るペースで推移しており、2010年(24.6%)から2050年(39.3%)までの間に、14.7ポイント上昇することが予想される。

○令和6年(2024年)10月1日現在の65歳以上の人口は、787,675人中249,135人(31.6%)。



(出典): 2000~2015年:「佐賀県推計人口(各年度10月1日現在)」 2020年以降:国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」「日本の将来推計人口」

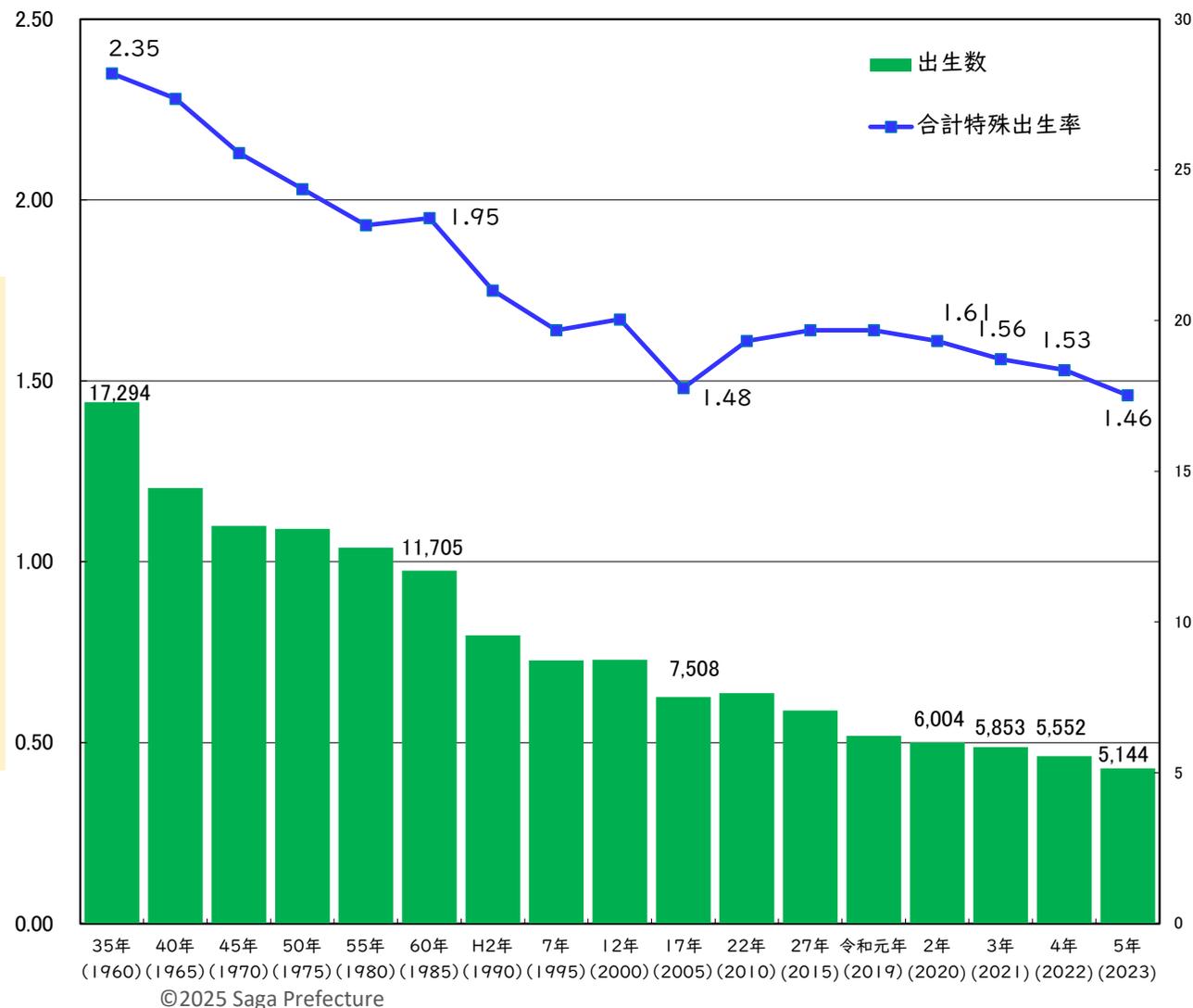
(出典):佐賀県政策部統計分析課「佐賀県の推計人口(令和6年度)」

©2025 Saga Prefecture

佐賀県の現状

佐賀県の出生数と合計特殊出生率の推移

○本県の出生数は年々減少傾向にあり、令和5年には5,144人と過去最少となった。また、合計特殊出生率は1.46と全国平均(1.20)を上回っているが、依然として低い水準にある。

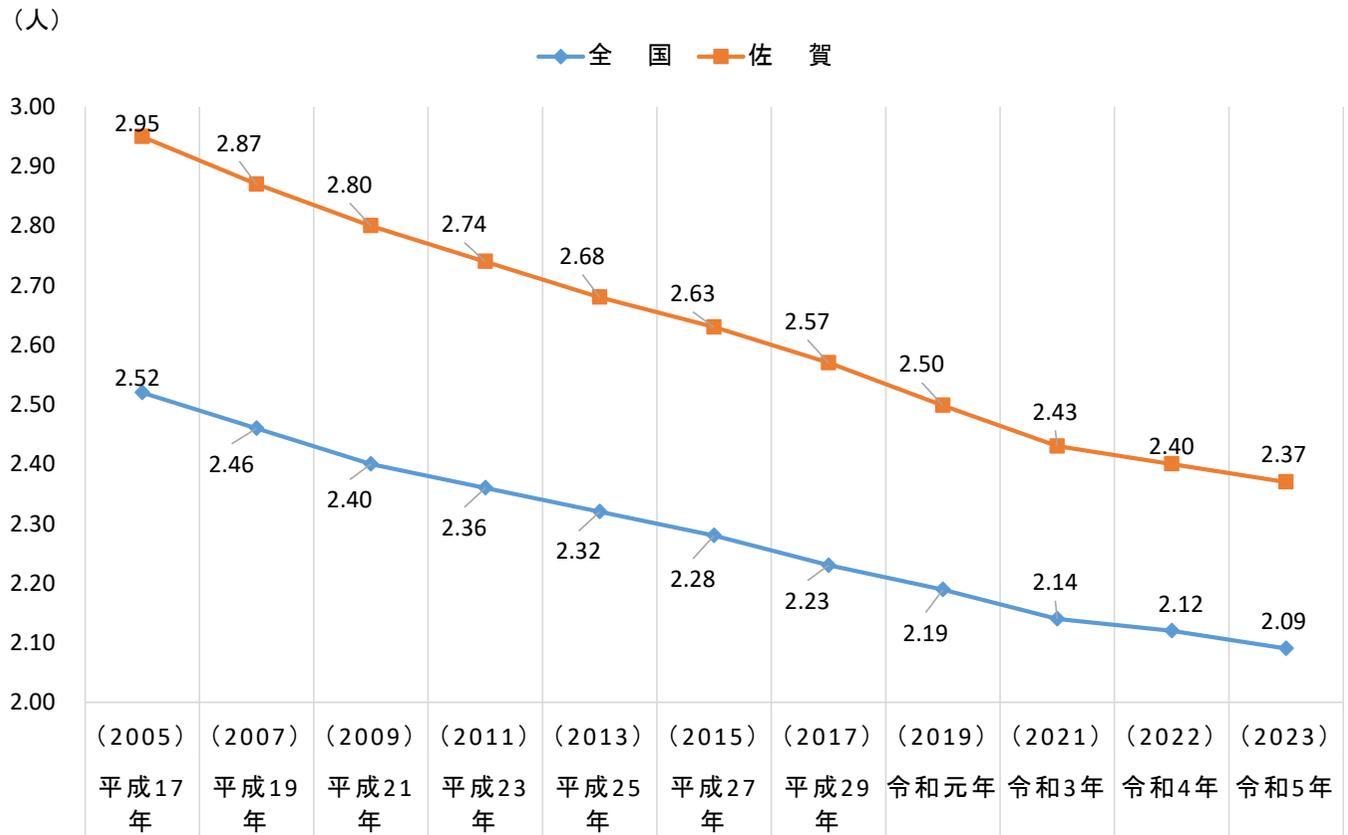


(出典):厚生労働省「人口動態統計」

佐賀県の現状

佐賀県の一世帯当たり平均構成人員数の推移

○本県の一世帯当たり平均構成人員は、全国平均を上回って推移している。しかし、平成17年には、本県の一世帯当たりの平均構成人員が3人を下回り、令和5年には2.37人と年々減少を続けている。

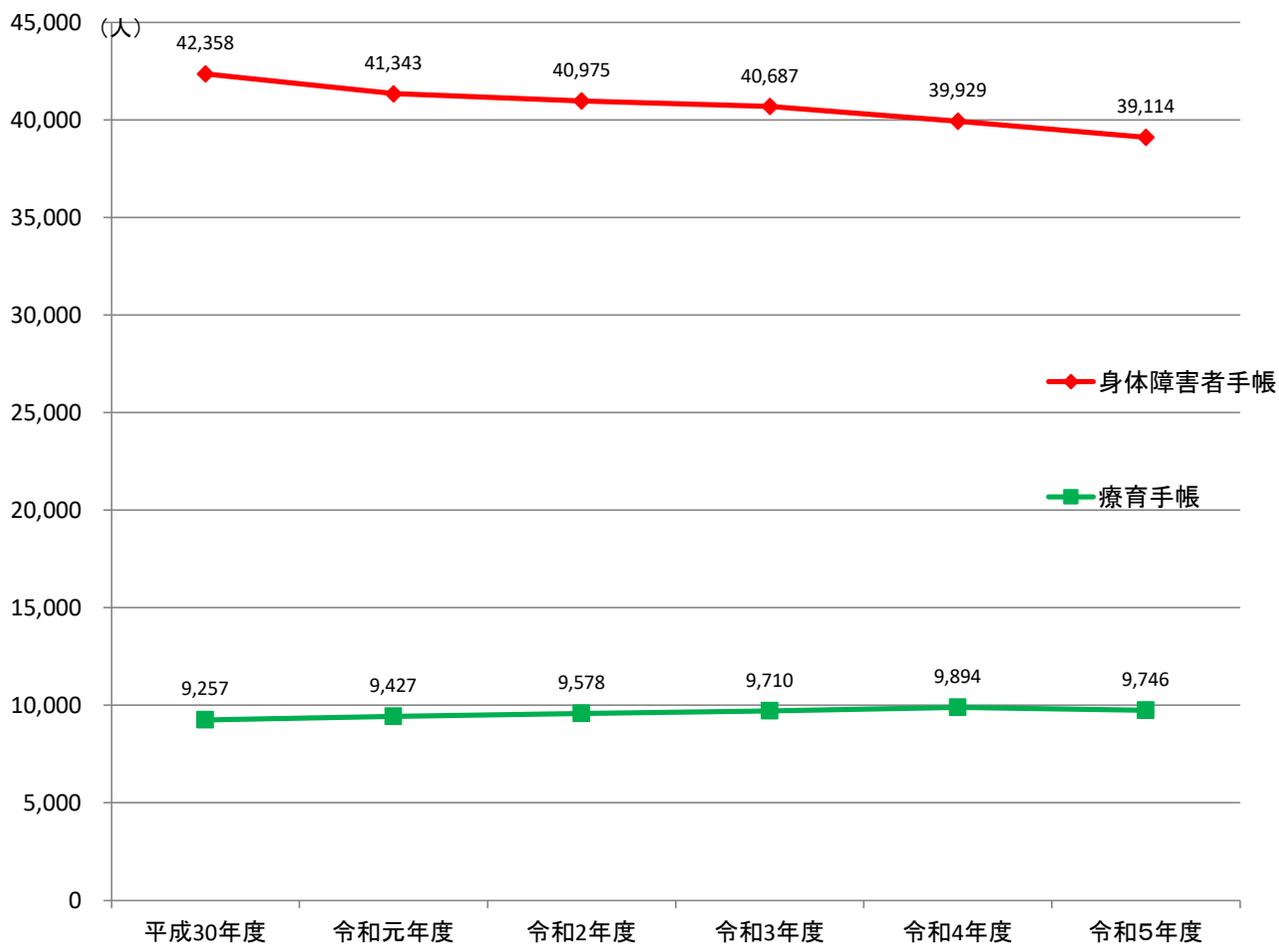


(出典)厚生労働省「厚生統計要覧」

佐賀県の現状

県内の障害者手帳保持者数の推移

○県内の障害者手帳保持者数は、令和5年度末時点で、身体障害者手帳保持者が39,114人、療育手帳保持者が9,746人となっている。

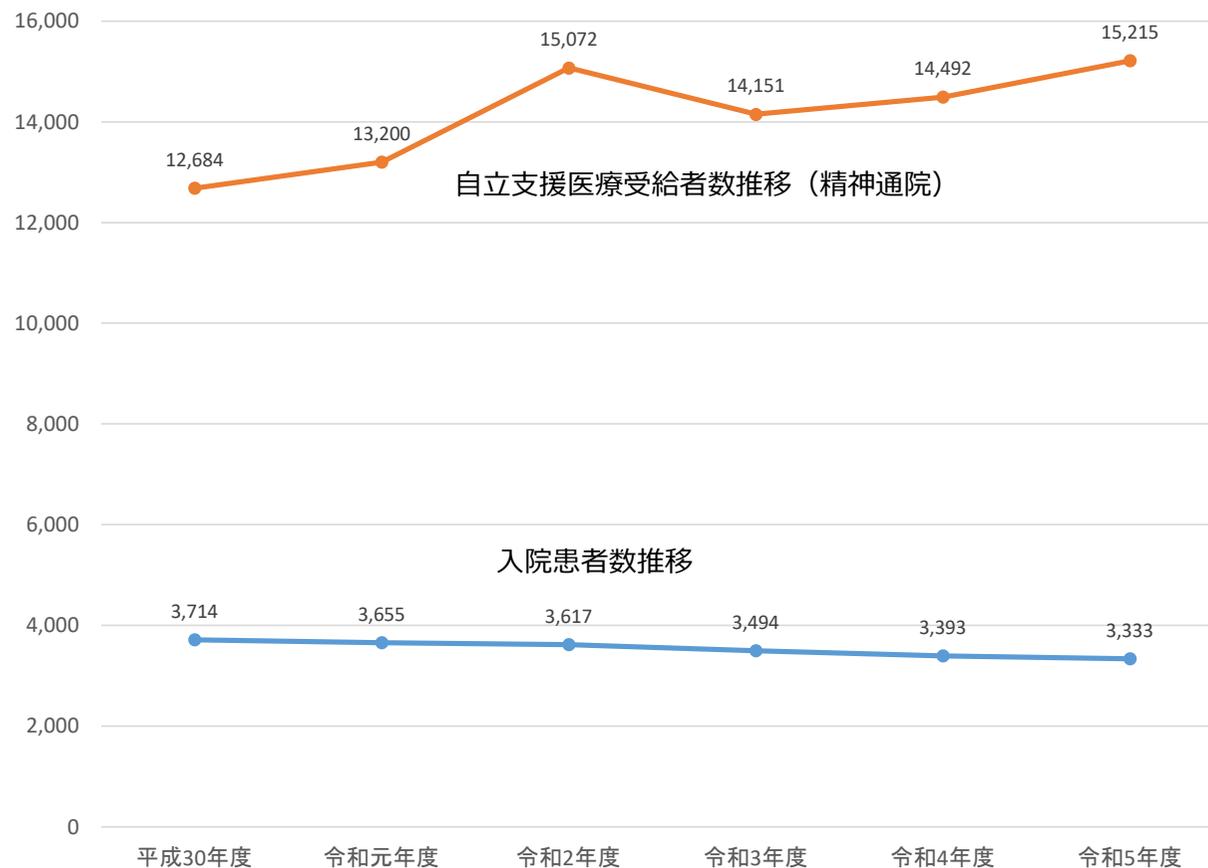


(出典) 県障害福祉課調べ

佐賀県の現状

県内の精神障害者数の推移

○県内における精神障害者の入院患者数は減少傾向にあるが、自立支援医療受給者数(精神通院)は、令和5年度末に15,215人となり、平成30年度末時点と比べてその増加率は約17%となっている。



(出典) 県障害福祉課調べ(数値は各年度3月末時点)

Ⅰ 佐賀県の現状

県内の生活保護世帯数の推移

○県内の被保護世帯数は、近年は概ね横ばいで推移。

一方、年々高齢者世帯の割合が増加しており、平成29年3月時点では被保護世帯全体の約55%に対し、令和6年3月時点では約62.1%を占めている。



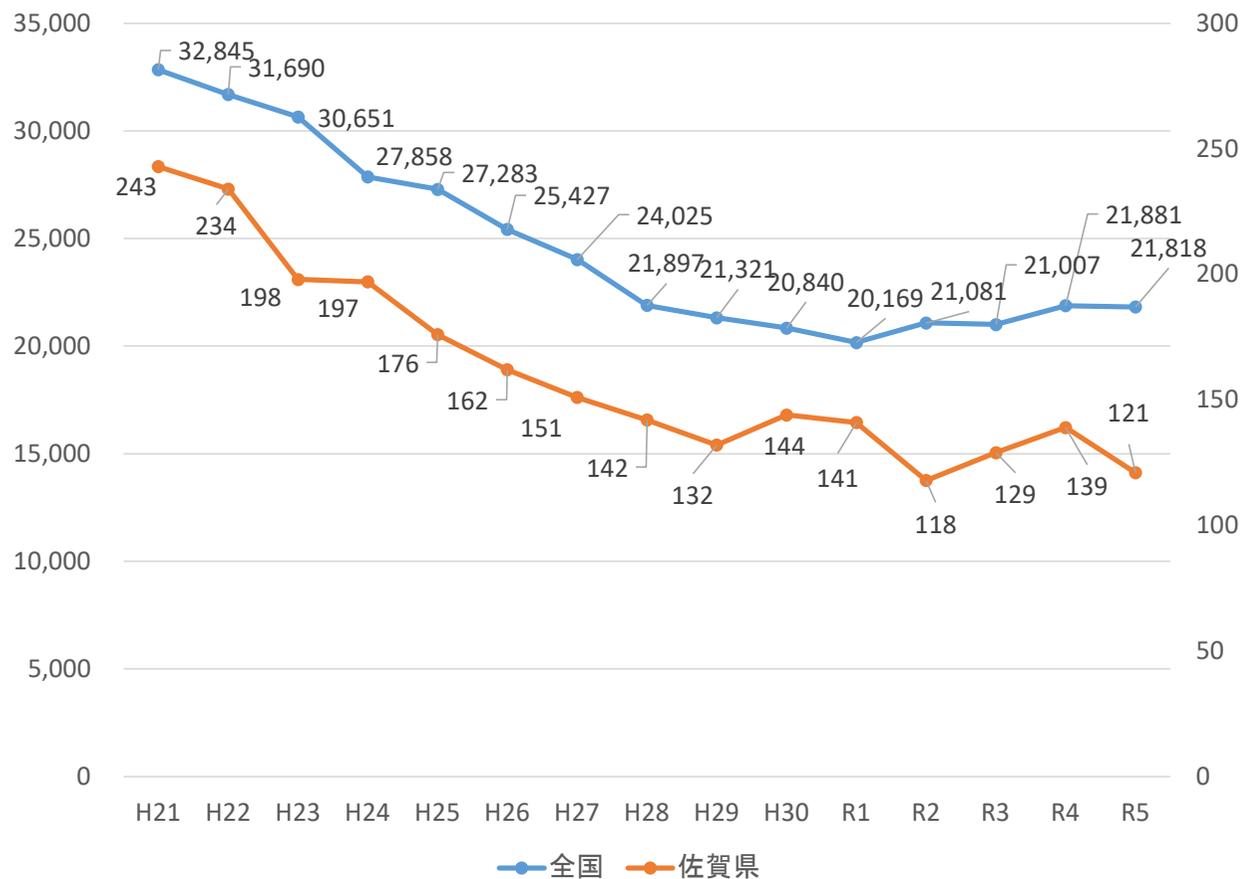
(出典) 県社会福祉課調べ(数値は各年度3月末時点)

佐賀県の現状

県内の自殺者数の推移

○県内における自殺者数については、全国同様に長期的には減少傾向にあるが、近年は概ね横ばいで推移。

令和5年は、全国21,818名、佐賀県は121名となっている。



2 佐賀県地域福祉支援計画Ver.6の概要

※以下前回（令和5年度審議会）資料から抜粋

2 佐賀県地域福祉支援計画Ver.6の概要

基本理念

すべての人に「居場所と出番」があり、**つながり広がる地域共生社会**
～人を大切に 住民とともに支える地域福祉～

計画期間

令和5年度（2023年度）～令和8年度（2026年度）の4年間

施策の柱

1 地域共生社会を共に支える **体制**づくり

- (1) 各機関の役割
- (2) 包括的な支援体制整備の推進
(新設)**
- (3) 災害時の福祉的支援の充実**

重点
項目

重点
項目

2 地域共生社会実現に向けた **基盤**づくり

- (1) 分野横断的な課題への対応
- (2) 住民主体の地域共生社会に向けた支援
- (3) 利用者主体の福祉サービスの充実
- (4) 権利擁護の推進

3 地域共生社会を支える **人**づくり

- (1) 福祉サービスを支える人材の確保
- (2) 地域共生社会を支える担い手への支援

※詳細は次頁

成果目標（新設）

重点項目に成果目標を設定

重点項目1 包括的な支援体制整備の推進

包括的な相談支援、参加支援、地域づくり支援の体制が構築されている市町数
令和4年度：2 **目標：8**

重点項目2 災害時の福祉的支援の充実

避難行動要支援者の個別避難計画作成完了市町数
令和4年度：13 **目標：20**

2 佐賀県地域福祉支援計画Ver.6の概要

基本理念

すべての人に「居場所と出番」があり、**つながり広がる地域共生社会**
～人を大切に 住民とともに支える地域福祉～

施策の柱

- 1 地域共生社会を共に支える
体制づくり
- 2 地域共生社会実現に向けた
基盤づくり
- 3 地域共生社会を支える
人づくり

具体的取組

<p>(1) 各機関の役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ①県と市町の役割分担と連携 ②社会福祉協議会の役割 ③地域における福祉ネットワーク <p>(2) 包括的な支援体制整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市町による重層的支援体制整備事業実施などへの支援 ②地域共生ステーションにおける取組 (新設) ③相談窓口、状提供体制の整備、ワンストップ化 <p>(3) 災害時の福祉的支援の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ①災害ボランティア活動の支援 ②佐賀県災害福祉支援ネットワーク、災害派遣福祉チーム (DCAT) の整備 (新設) ③避難行動要支援者の避難体制の整備 ④施設等における防災体制の充実、防火訓練の実施 ⑤避難所の適切な設置運営支援 ⑥民間事業者との連携協定 (新設) 	<p>(1) 分野横断的な課題への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ①人にやさしいまちづくりの推進 ②移動に困難を抱える人への支援 ③生活困窮者への自立支援 ④住宅確保要配慮者への支援 (新設) ⑤就労に困難を抱える人への支援 ⑥社会的孤立等への対応 ⑦再犯防止に向けた取組 ⑧虐待などへの共通的な対応 ⑨こどもや若者への総合的な支援 (新設) <p>(2) 住民主体の地域共生社会に向けた支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ①見守り活動の促進 ②地域資源を生かした住民が集う拠点づくり ③CSO活動の推進、県外CSOの誘致 <p>(3) 利用者主体の福祉サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ①介護保険施設等に対する指導 ②運営適正化委員会による苦情解決制度の推進 <p>(4) 権利擁護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①福祉サービス第三者評価事業の実施 ②成年後見制度の利用促進 ③福祉サービス利用援助事業の推進 	<p>(1) 福祉サービスを支える人材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ①福祉に関わる人材の確保・定着支援 ②福祉人材の養成 <p>(2) 地域共生社会を支える担い手への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ①CSOとの協働 ②寄附金、募金の活用 ③民生委員・児童委員の確保、活動への支援
---	---	--

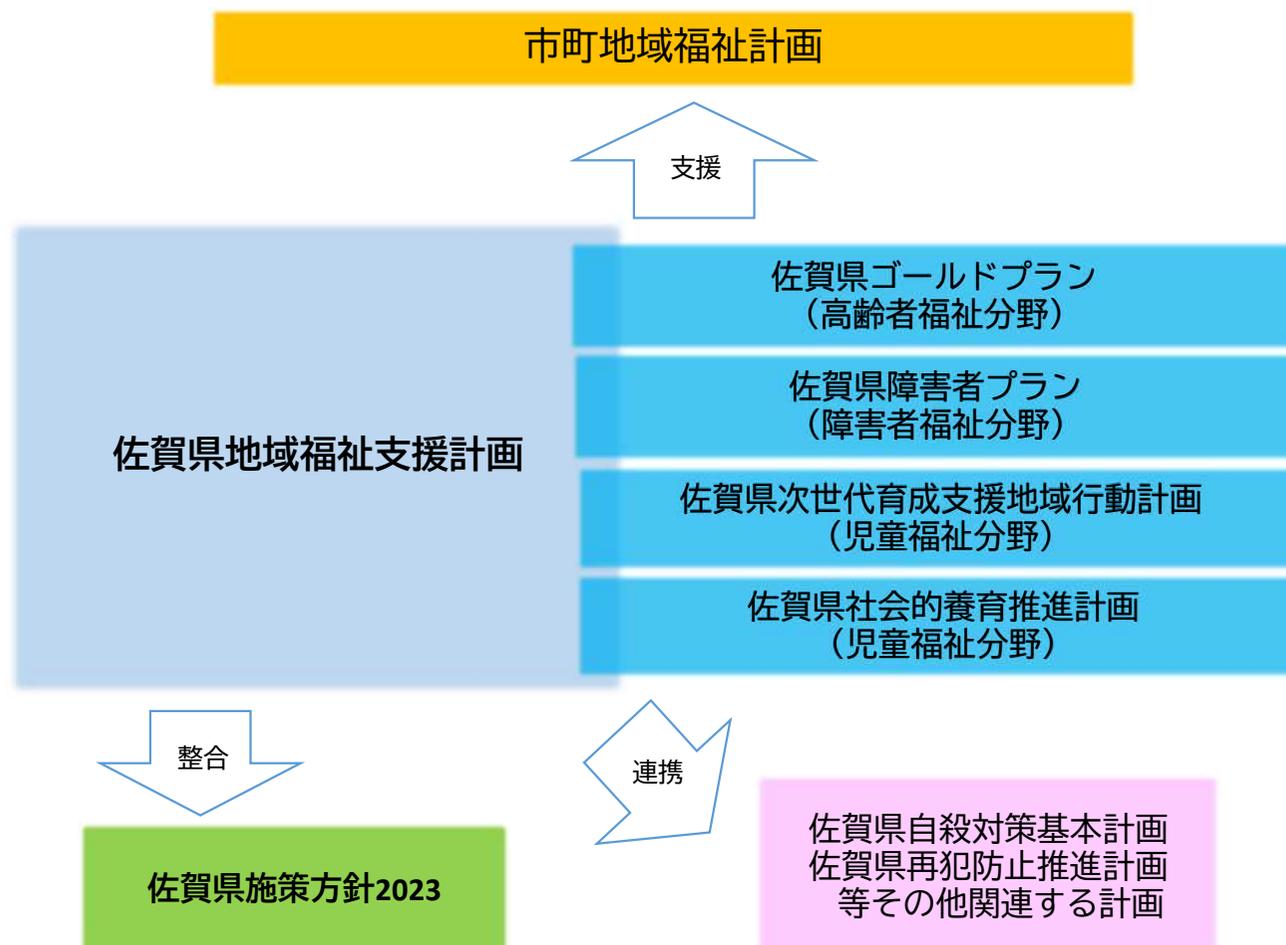
重点項目

重点項目

地域共生ステーションやCSOとの連携、それらを活かした災害時の福祉的支援など、佐賀らしさや佐賀県独自の取組などを記載

2 佐賀県地域福祉支援計画Ver.6の概要

佐賀県地域福祉支援計画イメージ



3 昨年度実施した地域福祉支援計画Ver.5→6 の主な改定内容について

※以下前回（令和5年度審議会）資料から抜粋

3 佐賀県地域福祉支援計画改定の主なポイント

1 法改正に合わせた改定を実施

→ 法改正で新設された「重層的支援体制整備事業」について市町に対する県の支援方針を明記

2 各分野の計画等に記載されている分野ごとの取組は記載せず、広域的・分野横断的に取り組む事項についてのみ記載するよう見直し

3 市町や県民にとって、取組方針・具体的取組を見やすく、分かりやすいものとなるよう工夫

→ 施策の柱を3つに整理、重点項目を設定し、具体的取組は分野横断的なものを中心とすることで、現状の課題や取り組むべき内容が市町や県民にとって分かりやすいものにする

3 佐賀県地域福祉支援計画改定の主なポイント

社会福祉法の改正

<地域福祉支援計画へ反映>

1 『**地域共生社会**』の実現に向けた取組の推進 (法第4条第1項 H30.4.1改正)

地域福祉の推進は、地域住民同士が互いに人格と個性を尊重し合い、一人ひとりが望む方法で地域や社会に参加をする「共生社会」の実現を目指すものとして、その理念や方向性が明確化された。

2 市町村が地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制整備の構築を促進する

『**重層的支援体制整備事業**』を新たに創設 (法第106条第4～6項関係 R3.4.1改正)

重層事業の実施主体は市町村であることから、都道府県は広域自治体として、市町村が重層事業を適正かつ円滑に実施することができるよう支援することが求められる。

3 都道府県地域福祉支援計画が市町村の地域福祉の支援に関する事項として計画に策定する事項(法第108条)

- (1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- (2) 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- (3) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- (4) 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- (5) 市町村による地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備の実施の支援に関する事項

3 佐賀県地域福祉支援計画改定の主なポイント

重点項目

次の2つの取組を**重点項目**とし、成果指標を設定

「包括的な支援体制整備の推進」

令和2年の社会福祉法改正により、市町が属性を問わない相談支援や多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う、包括的な支援体制を構築する「重層的支援体制整備事業」が創設された。

県は、広域的・専門的な見地から市町の事業実施に対する後方支援の主体として、助言、情報提供や、その他必要な支援を行っていく。

「災害時の福祉的支援の充実」

近年、大規模な豪雨災害など災害が激甚化しており、県、市町、関係団体相互の緊密な連携や、自助・共助・公助によるスムーズな活動により、被害を最小化していくことが喫緊の課題。

また、災害は、高齢者、障害者、子どもなど社会的に弱い立場にある人びとに、特に大きな被害や影響をもたらすことから、平時から災害時へと一貫した福祉的支援の充実が求められている。

4 地域福祉支援計画Ver.6の進捗状況について

施策の柱① 地域共生社会を共に支える体制づくり

現状と課題

- ・ 少子高齢化の進行や人口減少の進展などの社会変化の中で、家庭や地域の相互扶助の機能は脆弱化し、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化している。
- ・ 一方、人々が互いの多様な在り方を尊重し、対等な関係を築く「**共生**」の考え方が広がっている中、**すべての人に「居場所と出番」のある住民主体の地域社会づくりやサービス提供体制づくり**が求められている。
- ・ このため、支援を必要とするすべての人に支援が行き届くよう、社会福祉協議会や地域包括支援センターなどの支援機関、民生委員・児童委員、社会福祉事業者、CSOや地域住民と連携しながら、それぞれの強みを活かした支援体制づくりを進め、佐賀県らしい「地域共生社会」の推進を図っていく必要がある。

施策の方向

(1) 各機関の役割

- ① 県と市町の役割分担と連携 ② 社会福祉協議会の役割 ③ 地域における福祉ネットワークの構築

(2) 包括的な支援体制整備の推進

重点項目

- ① **市町による重層的支援体制整備事業実施などへの支援★**
- ② 地域共生ステーションにおける取組 ③ 相談窓口・情報提供体制の整備、ワンストップ化

(3) 災害時の福祉的支援の充実

重点項目

- ① 災害ボランティア活動の支援 ② 佐賀県災害福祉支援ネットワーク、災害派遣福祉チームの整備
- ③ **避難行動要支援者の避難体制の整備★**
- ④ 施設等における防災体制の充実、防災訓練の実施
- ⑤ 避難所の適切な設置運営支援 ⑥ 民間事業者等との連携・協定の締結

★付は成果指標に設定

施策の柱① 地域共生社会を共に支える体制づくり

【主な具体的取組】

施策の方向	具体的取組	取組状況	今後の対応
<p>重点項目</p> <p>(2) - ① 市町による重層的支援体制整備事業実施などへの支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市町による重層的支援体制整備実施などへの支援 	<p>主に以下のことを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>アドバイザー派遣</u> 県内の市町行政に対し、アドバイザーを派遣。 <u>地域共生コーディネーター養成研修の実施</u> 県内の各市町社協・行政職員等が適切な支援に取り組むために求められる「コミュニティソーシャルワーク力」の向上を図ることを目的に研修会を開催。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後も<u>人材育成のための研修会</u>を行うとともに、<u>重層的支援体制整備事業に取り組む市町に対しては重点的にアドバイザー派遣を行う</u>など支援の充実化を図る。 (社会福祉課)
<p>重点項目</p> <p>(3) - ②佐賀県災害福祉支援ネットワーク、災害派遣福祉チームの整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 災害派遣福祉チームによる避難所及び福祉避難所における福祉的支援 佐賀県災害福祉支援ネットワーク会議の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 災害派遣福祉チームを組織する関係団体との連携を図るため、<u>ネットワーク会議</u>を実施。また、<u>チーム員の育成のため基礎研修やステップアップ研修、日本赤十字社と連携した研修</u>を実施。 令和6年能登半島地震の発生に伴い、石川県へ災害派遣福祉チームの派遣を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害の発生に備えて、引き続き関係団体との連携の促進や研修など通じ<u>チーム員の育成</u>に努める。 令和6年能登半島地震への派遣の経験値を<u>チーム員に共有</u>する。 (社会福祉課)
<p>重点項目</p> <p>(3) - ③避難行動要支援者の避難体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市町における避難行動要支援者名簿の充実や適切な活用への支援など、市町と連携した個別避難計画の策定促進 	<ul style="list-style-type: none"> 市町民生主管担当課長会議や市町ヒアリングにおいて、<u>名簿の充実や活用、個別避難計画の作成促進についての働きかけ</u>を実施。 市町担当者向けの研修会を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き研修会の実施や情報提供等を通じて、<u>個別避難計画の作成促進</u>に向け働きかけていく。 (社会福祉課)

施策の柱① 地域共生社会を共に支える体制づくり

【重点項目の成果指標達成状況】

施策方向	重点項目	成果指標	目標	R4（実績）	R5（実績）	R6（見込み）
(2)	包括的な支援体制整備の推進	包括的な相談支援、参加支援、地域づくり支援の体制が構築されている市町数	8 (令和8年度まで)	2	2	3
(3)	災害時の福祉的支援の充実	避難行動要支援者の個別避難計画作成完了市町数	20 (令和8年度まで)	13	14	13

※カッコ内は成果指標の目標達成年度

施策の柱② 地域共生社会実現に向けた基盤づくり

現状と課題

- ・ 少子高齢化の進行や人口減少の進展、核家族化など社会情勢の変化により、地域が抱える問題やニーズは多様化しており、様々な困難を抱える方や支援が必要な方が身近な地域において安心して暮らすことができる環境づくりを行う必要がある。
- ・ 公的な福祉サービスは、分野ごとに整備されているが、地域には「制度の狭間」にある問題、多様なニーズについて全てを公的サービスでは対応できない、社会的孤立や排除などの問題がある。
- ・ 地域における多様なニーズへの的確な対応を図る上で、成熟した社会における自立した個人が主体的に関わり、支え合う、「新たな支え合い」の拡大、強化が求められている。
- ・ 地域共生社会を実現するためには、福祉分野以外の分野や、地域住民をはじめ企業やCSO、民間企業や団体などが連携し、分野横断的な地域社会全体での支援が必要である。

施策の方向

(1) 分野横断的な課題への対応

- ①人にやさしいまちづくりの推進 ②移動に困難を抱える人への支援 ③生活困窮者への自立支援
- ④住宅確保要配慮者への支援（新設） ⑤就労に困難を抱える人への支援 ⑥社会的孤立等への対応
- ⑦再犯防止に向けた取組 ⑧虐待などへの共通的な対応 ⑨こどもや若者への総合的な支援（新設）

(2) 住民主体の地域共生社会に向けた支援

- ①見守り活動の促進 ②地域資源を生かした住民が集う拠点づくり ③CSO活動の推進、県外CSOの誘致

(3) 利用者主体の福祉サービスの充実

- ①介護保険施設等に対する指導 ②運営適正化委員会による苦情解決制度の推進

(4) 権利擁護の推進

- ①福祉サービス第三者評価事業の実施 ②成年後見制度の利用促進 ③福祉サービス利用援助事業の推進

施策の柱② 地域共生社会実現に向けた基盤づくり

【主な具体的取組】

方針・項目	具体的取組	取組状況	今後の対応
<p>(1)－⑥社会的孤立等への対応</p>	<p>【若年無業者、ひきこもり等に対する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県子ども・若者支援地域協議会、佐賀県子ども・若者総合相談センター、佐賀県ひきこもり地域支援センター及びその他支援機関と連携した、様々な困難を抱えたこども・若者の総合的な支援体制の強化、社会参加や就労につながる取組の推進 ・「さが若者サポートステーション」によるサポートや支援による若者の職業的自立の推進 ・「佐賀県ひきこもり地域支援センター（さがすみらい）」における、相談から社会参加、自立までの継続的な一貫した支援の実施 <p>【自殺予防への対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「佐賀県自殺対策基本計画」を策定し、地域における自殺予防の体制づくりを推進する ・自殺に関する正しい知識の普及、佐賀県自殺対策協議会の開催による関係機関等とのネットワーク構築 	<p>【若年無業者、ひきこもり等に対する支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「子ども・若者総合相談センター」では、困難を抱える子ども・若者、その家族からの様々な相談にワンストップで対応し、必要な情報の提供及び助言等を行い、子ども・若者の社会的自立に向けた支援を実施。 ・「佐賀県ひきこもり地域支援センター（さがすみらい）」では、ひきこもり状態にある全年齢層を対象に本人・家族等からの相談にワンストップで対応するとともに、相談内容に応じて適切な関係機関につなぐことにより、ひきこもり本人の社会参加や自立につながる支援を実施。 <p>【自殺予防への対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉事務所、精神保健福祉センターにおいて電話相談、対面相談を実施。 ・民生委員や相談窓口担当者等を対象にゲートキーパー養成や研修会を実施。 ・その他、自殺対策協議会、庁内自殺対策連絡会議、市町自殺担当者連絡会議を開催するとともに、地域自殺対策推進センターが中心となり市町への支援(担当者会議、計画進捗状況、検証)等を実施。 	<p>今後も継続して取り組んでいく。 (こども未来課、障害福祉課)</p>

施策の柱② 地域共生社会実現に向けた基盤づくり

【主な具体的取組(前頁続き)】

方針・項目	具体的取組	取組状況	今後の対応
(1)-⑥社会的孤立等への対応	<p>【ヤングケアラーへの支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援体制強化を目的とした研修会の実施 ・ヤングケアラー支援推進コーディネーターの設置や悩み相談等を行う支援者団体の支援の実施 	<p>【ヤングケアラーへの支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人に委託して集合研修及び個別研修を実施。 ・ヤングケアラー支援推進事業コーディネーターとして会計年度職員を1名配置。 ・相談支援事業を請け負うNPOへ補助を行うとともに、「佐賀県ヤングケアラー専門相談ダイヤル」を開設し相談窓口を設置。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヤングケアラー支援への理解を広げるため、研修の対象をより広範囲及び小規模に展開する。 ・相談支援事業を請け負うNPOへ補助を行い、開設した「佐賀県ヤングケアラー専門相談ダイヤル」の利用推進に努める。(こども家庭課)
(1)-⑦再犯防止に向けた取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・佐賀県再犯防止推進計画の策定、関係機関、市町等との連携 ・市町における再犯防止推進計画策定支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年4月1日に「佐賀県再犯防止推進計画」を策定し同年5月26日に「第1回佐賀県再犯防止推進協議会」を開催。以後、令和4年度、令和5年度に年一回開催(コロナ禍中は開催見送り)。令和5年度は、当計画を見直しを行い、令和6年4月に改定・策定を実施。 ・令和5年5月に開催した市町民生主管担当課長会議において、市町における再犯防止推進計画の策定勧奨を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き再犯防止推進協議会を開催し、次期計画の見直し事項も念頭に置き、協議会委員から専門的見地から幅広い意見を募る。さらに、市町職員を対象とした再犯防止研修会の開催等を行い、再犯防止への理解促進を図る。 ・市町の再犯防止推進計画策定についても、あらゆる機会を捉え、策定の呼びかけや必要な支援を行う。(社会福祉課)
	<ul style="list-style-type: none"> ・再犯防止に係る普及・啓発、広報活動(「社会を明るくする運動」)の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の市町、関係機関、保護司等による佐賀県推進委員会を組織し、委員長である知事から市町代表者に対して、知事メッセージを伝達。 ・令和5年度佐賀県更生保護事業功労者顕彰式典において、保護司に対して知事感謝状を贈呈。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き「社会を明るくする運動」を通じて、県民への再犯防止に関する普及・啓発に取り組む。(こども未来課) ・引き続き更生保護分野で功績のある保護司への知事感謝状の贈呈を行っていく。(社会福祉課)

施策の柱③ 地域共生社会を支える人づくり

現状と課題

- 地域共生社会の実現のためには、地域住民を始め、専門職、行政など様々な人材が一体となり地域を支える必要がある。
- 地域社会は、地域住民をはじめとした様々な人々の自発的な助け合いの行為と専門職による専門的援助から成り立っている。
- 全国的に人材不足が深刻化する中で、本県においても福祉に関わる人材の不足が見込まれていること、さらに今後生産年齢人口の減少が見込まれることを踏まえ、地域住民やボランティアといった非専門職を含めた、地域全体で福祉に関わる人材を養成し、高齢者や障害者等を支える専門的な人材を安定的に確保するとともに、CSOやボランティア団体、企業などとの協働により、地域住民やボランティアといった非専門職を含めた、地域全体で福祉に関わる人材を養成していくことが重要。

施策の方向

(1) 福祉サービスを支える人材の確保

- ①福祉に関わる人材の確保・定着支援
- ②福祉人材の養成

(2) 地域共生社会を支える担い手への支援

- ①CSOとの協働
- ②寄附金、募金の活用
- ③民生委員・児童委員の確保、活動への支援

施策の柱③ 地域共生社会を支える人づくり

【主な具体的取組】

方針・項目	具体的取組	取組状況	今後の対応
(1)－①福祉に関わる人材の確保・定着支援	<ul style="list-style-type: none"> ・介護現場における先進機器の導入を普及・促進し、働きやすい労働環境の充実を図るための補助事業の実施や労働環境改善のための取組への支援等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護サービス事業所に対して先進機器導入経費の補助を実施。 ・抱え上げない介護の普及促進のための研修会等を開催。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も継続して取り組んでいく。 加えて、介護サービス事業所の働きやすい職場環境づくりのさらなる推進を図り、生産性向上（業務効率化、負担軽減）のための相談窓口の設置を検討する。（長寿社会課）
(2)－③民生委員・児童委員の確保、活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員の広報活動の強化や市町との情報共有による人材確保 ・民生委員・児童委員への研修等の実施による相談支援能力の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・委員交代の際に「民生委員・児童委員の手引き」（R4改定）を配布。 ・中堅民生委員・児童委員研修会を実施。 ・県公報媒体やマスメディアを通して情報を発信するとともに、県の退職者説明会にて資料を配布。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も必要な情報を収集し、活動を支援できる体制を作っていくとともに、制度・活動内容について、今後も県民に対して広報を行い、民生委員が活動しやすい環境作りを進めていく。併せて、なりて確保に向けた広報を行っていく。 ・工夫事例については、今後も収集、情報提供を行い、市町の取り組みの支援になるよう努める。（社会福祉課）

5 孤独・孤立対策について

5 孤独・孤立対策について

孤独・孤立の背景

- 社会構造の変化（単身世帯の増加、働き方の多様化、インターネットの普及など）により、家族や地域、会社などにおける人との「つながり」が薄くなり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況。

働き方の多様化
ワーキングプアの増加
企業福祉の縮小

会社とのつながり

雇用の保障や
手厚い福利厚生

過疎化や高齢化
地域組織の衰退

地域とのつながり

地域の互助組織や
支えあい

少子高齢化
単身世帯の増加

家族とのつながり

家族や親族などによる
援助

- 加えて、コロナ禍により社会環境が変化し、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化。

直接・対面でのコミュ
ニケーションの減少

生活困窮をはじめとし
た不安・悩みの表面化

自殺者数の11年ぶり
の対前年比増

DV相談件数増
児童虐待相談対応件数増
不登校児童生徒数増

- 今後、単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中、孤独・孤立の問題の深刻化が懸念される。このため、社会に内在する孤独・孤立の問題に対し、政府として必要な施策を着実に実施するべく、令和6年4月1日に「孤独・孤立対策推進法」が施行された。

（出典）：内閣府作成資料を一部加工して作成

5 孤独・孤立対策について

孤独・孤立とは(言葉の定義)

「孤独」 (一般的な捉え方)

主観的概念であり、ひとりぼっちと感じる精神的な状態を指し、寂しいことという感情を含めて用いられることがある

「孤立」 (一般的な捉え方)

客観的概念であり、社会とのつながりや助けのない又は少ない状態を指す

- 孤独と孤立は密接に結びついているが、
- ・孤立しているが孤独は感じていない
 - ・孤立していないが孤独を感じている ということもありうる。

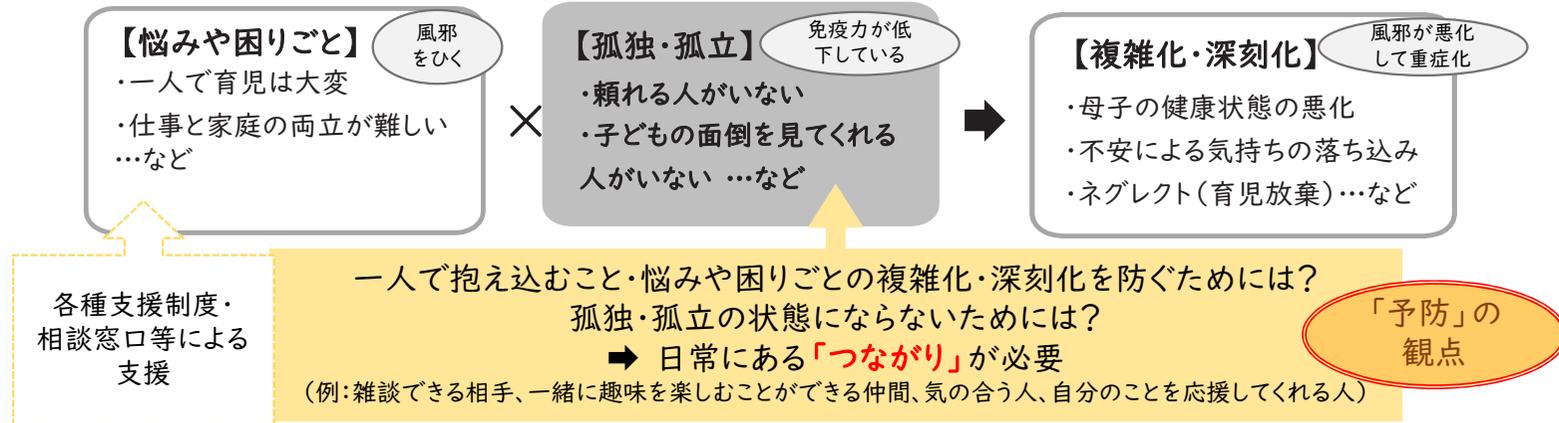
「望まない孤独」と「孤立」を抱える方々が政策の対象。

「一人であること」自体が問題ではなく、悩みや困りごとが生じた際に一人で抱え込んでしまうことで、複雑化・深刻化することが問題。

「孤独・孤立の状態」(孤独・孤立対策推進法における定義)

孤独又は孤立により心身に有害な影響を受けている状態

悩みや困りごとが複雑化・深刻化する例:子育て



5 孤独・孤立対策について

孤独・孤立対策推進法

趣旨

近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項及び孤独・孤立対策推進本部の設置等について定める。(令和6年4月1日施行)

基本理念(第2条)

孤独・孤立対策(孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組)について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等(当事者等)の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

地方公共団体の責務(第4条)

地方公共団体は、基本理念にのっとり、孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

5 孤独・孤立対策について

孤独・孤立対策重点計画（基本理念・基本方針・特に重点を置いて取り組むべき事項）

孤独・孤立対策の基本理念

- (1) 孤独・孤立双方への社会全体での対応
- (2) 当事者等の立場に立った施策の推進
- (3) 社会との関わり及び人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進

→ 「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、
→ 「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指す

孤独・孤立対策の基本方針

(1) 孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする

- ① 孤独・孤立の実態把握
- ② 支援情報が網羅されたポータルサイトの構築、タイムリーな情報発信
- ③ 声を上げやすい・声をかけやすい環境整備

(2) 状況に合わせた切れ目のない相談支援につなげる

- ① 相談支援体制の整備（電話・SNS相談の24時間対応の推進等）
- ② 人材育成等の支援

(3) 見守り・交流の場や居場所を確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

- ① 居場所の確保
- ② アウトリーチ型支援体制の構築
- ③ 人と人とのつながりを生むための施策の相乗効果を高める分野横断的な連携の促進
- ④ 地域における包括的支援体制等の推進

(4) 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動をきめ細かく支援し、官・民・NPO等の連携を強化する

- ① 孤独・孤立対策に取り組むNPO等の活動へのきめ細かな支援
- ② NPO等との対話の推進
- ③ 連携の基盤となるプラットフォームの形成
- ④ 行政における孤独・孤立対策の推進体制の整備

特に重点を置いて取り組むべき事項

- ① 地方公共団体及びNPO等への支援（地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの立ち上げに係る伴走支援等）
- ② 孤独・孤立状態の予防を目指した取組強化（孤独・孤立対策強化月間等の広報、つながりサポーターの養成等）
- ③ 重点計画に定める施策のエビデンスに基づく評価・検証を通じた取組の推進

5 孤独・孤立対策について

孤独・孤立対策推進法における地方公共団体の努力義務規定一覧

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、孤独・孤立対策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における当事者等の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係者の連携及び協力)

第六条 国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者は、基本理念の実現に向けて、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(国民の理解の増進等)

第九条 国及び地方公共団体は、孤独・孤立対策に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うよう努めるものとする。

→地方自治体における住民向けの啓発活動

(相談支援)

第十条 国及び地方公共団体は、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が、当事者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の支援を行うことを推進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

→相談窓口体制、相談と支援をつなぐ体制整備

(協議の促進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、当事者等への支援を行う者、地域住民その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより、孤独・孤立対策に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

地方版PFの設置

(人材の確保等)

第十二条 国及び地方公共団体は、当事者等への支援を行う人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

→福祉・医療などの専門職や、家族友人等の当事者の周りの方に対する孤独・孤立に関する理解・知識習得促進、「つながりサポーター」の育成等

(孤独・孤立対策地域協議会)

第十五条 地方公共団体は、孤独・孤立対策を推進するために必要な連携及び協働を図るため、単独で又は共同して、当事者等に対する支援(以下この項、次条及び第十七条第二項において単に「支援」という。)に関係する機関及び団体、支援に関係する職務に従事する者その他の関係者(次条第二項及び第二十一条第二項において「関係機関等」という。)により構成される孤独・孤立対策地域協議会(以下「協議会」という。)を置くよう努めるものとする。

5 孤独・孤立対策について

(参考) 地方公共団体における孤独・孤立対策の推進体制(イメージ図)

- 地方公共団体における孤独・孤立対策の推進に当たっては、孤独・孤立対策推進法に基づき、協議の促進の場としての地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築するよう努めるとともに、当事者等への具体的な支援内容について協議する孤独・孤立対策地域協議会を置くよう努めることとされている。
- その際、地方公共団体の内部においても、部局を横断する庁内連携体制の構築が必要。

①地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム(法第11条)

・関係者間で顔の見える関係を構築し、対等に相互につながる「水平的」な連携・協働を促進する。
 ・孤独・孤立の実態把握、取組方針の策定、情報共有、相互啓発活動、当事者等への支援(具体的な支援内容の協議は孤独・孤立対策地域協議会で実施)、社会資源の開発、住民への情報発信、普及啓発活動、人材確保・育成のための研修等に取り組む。



地方公共団体 (行政機関の各部署)

- 首長
- ・企画部門
- ・総務部門
- ・経済振興関係
- ・子ども関係
- ・教育関係
- ・福祉全般関係
- ・環境関係
- ・まちづくり関係
- ・土木関係
- ・防災関係 等

部局を横断する 庁内連携体制の構築

- ・地方公共団体が設置する各種機関(保健所・保健センター、学校 等)

当事者等支援を行う 民間団体

- ・保健・医療・福祉等の専門機関
- ・社会福祉法人
- ・社会福祉協議会
- ・NPO 等

地域住民、地域団体

- ・町内会
- ・民生委員・児童委員
- ・保護司
- ・ボランティア 等

民間企業

- ・地域の企業
- ・商店街
- ・商工会 等

その他関係団体

- ・様々な分野の市民活動団体(スポーツクラブ、文化芸術サークル、環境保全NPO 等)
- ・生協、農協、漁協、労働者協同組合 等

②孤独・孤立対策地域協議会(法第15条)

当事者等支援を行う関係者で構成し、情報の交換を行うとともに、当事者等への具体的な支援内容について協議する。



※事務に従事する者・従事していた者に秘密保持義務(罰則付き)あり

※地域の実情に応じて組み立て

5 孤独・孤立対策について

佐賀県におけるこれまでの対応と今後の対応(案)

令和6年度

庁内外の連携体制の構築、関連事業の整理

地方版プラットフォームの構築に向けた意見聴取等

- ・市町主管課長向け会議での孤独・孤立対策に関する説明
 - ・庁内関係課へ関連事業の照会、庁内連絡会議の開催
 - ・庁外関係団体へのアンケート、ヒアリング
 - ・他府県への視察、ヒアリング
- などを実施

令和7年度

地方版 孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの構築

民間団体・NPO

市町

対話・連携

(想定している取組事項)

- ・孤独・孤立対策に関連したイベント(シンポジウム、フォーラム)の開催
- ・県ホームページで孤独・孤立対策に関する専用ページの開設

NPO等による ゆるやかな居場所・つながりづくり
関係団体同士の取組事例の共有 など

©2025 Saga Prefecture

(出典): 内閣府作成資料を一部加工して作成

5 孤独・孤立対策について

【参考】佐賀県 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム(イメージ図)

佐賀県における孤独・孤立対策の基本方針(案)

(1)声を上げやすい社会の実現

(2)状況に合わせた切れ目のない相談支援

(3)人と人との「つながり」を実感できる地域づくり

(4)オール佐賀で取り組む!官・民・CSO等の連携強化

4つの基本方針を掲げます!

目標(スローガン)(案)

「すべての人に『居場所と出番』があり、つながり広がる地域共生社会の実現」

当面は、地域福祉支援改革ver.6の目標を掲げ、必要に応じて見直していきます!

佐賀県 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム(イメージ)



プラットフォームの活動内容(取組例)

- ・孤独・孤立の実態把握
- ・関係者間の活動についての情報共有、相互啓発活動
- ・関係者で連携した当事者等への支援、社会資源の開発
- ・住民への情報発信、普及啓発活動 等

- 地域の関係者と“つながる”
- 国、県の情報等を“知る”
- 自社の活動を地域へ“知らせる”

5 孤独・孤立対策について

(参考) 孤独・孤立の実態把握に関する全国調査(令和5年)より①

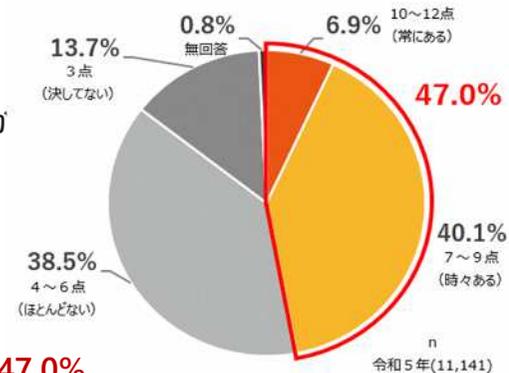
約4～5割の人が孤独を感じている

問1～3

- ①あなたは、自分には人とのつきあいが無いと感じることがありますか。
- ②あなたは、自分は取り残されていると感じることがありますか。
- ③あなたは、自分は他の人たちから孤立していると感じることがありますか。

- 1. 決してない
- 2. ほとんどない
- 3. 時々ある
- 4. 常にある

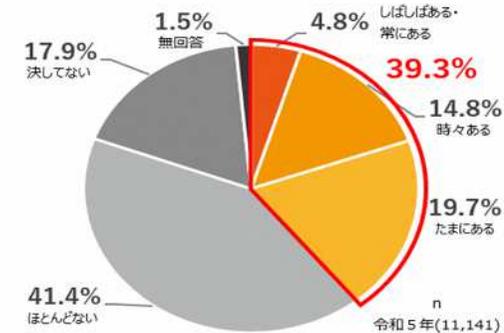
・孤独感が「10～12点（常にある）」「7～9点（時々ある）」の人が**47.0%**



あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか。

- 1. 決してない
- 2. ほとんどない
- 3. たまにある
- 4. 時々ある
- 5. しばしばある・常にある

・孤独感が「しばしばある・常にある」「時々ある」「たまにある」人が **39.3%**



※問1～3は「UCLA孤独感尺度」の日本語版3項目短縮版に基づく質問であり、3つの設問への回答点数化し、その合計スコア（本調査では最低点3点～最高点12点）が高いほど孤独感が高いと評価している。「孤独」という言葉を使用せずに孤独感を把握することから、この調査では「間接質問」と呼称する。これに対し、孤独感を直接的に把握している質問を「直接質問」と呼称する。

©2025 Saga Prefecture

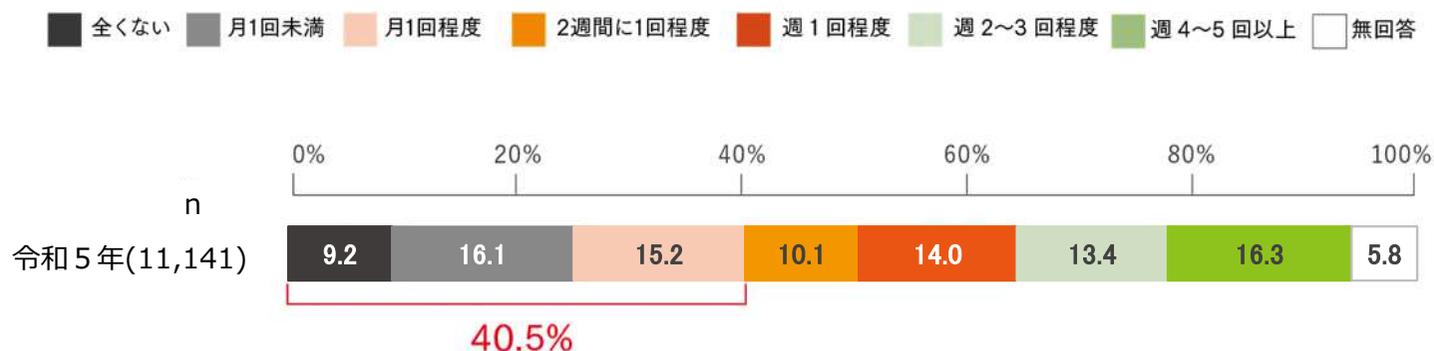
(出典)：内閣府作成資料を一部加工して作成

5 孤独・孤立対策について

(参考) 孤独・孤立の実態把握に関する全国調査(令和5年)より②

同居していない家族や友人との会話は、
「全くない」が約1割、「月に1回程度以下」が約4割

問4 同居していない家族や友人たちと直接会って話す頻度は？



- ・「直接会って話すことが全くない」人が**約1割**
- ・「月に1回程度以下 (※)」の人が**約4割**

※「全くない・月1回未満・月1回程度」と回答した人を「月に1回程度以下の人」としています

その他、関係資料

地域福祉支援計画ver.6で掲げている重点項目について

- ① 包括的な支援体制整備の推進
- ② 災害時の福祉的支援の充実

① 包括的な支援体制整備の推進

重点項目

○ 包括的な支援体制整備の推進

支援を必要とするすべての人に支援が行き届くよう、社会福祉協議会や地域包括支援センターなどの各福祉分野の支援機関、民生委員・児童委員、社会福祉事業者、CSO、地域住民とで連携しながら、それぞれの強みを活かした支援体制づくりを進め、佐賀県らしい「地域共生社会」の推進を図っていく必要があります。

そのために、相談者の世代、相談内容にかかわらず包括的に相談を受け止め、対応が難しい複雑化・複合化した事例は分野を超えた関係機関で連携し継続的・包括的な支援体制を構築します。

① 包括的な支援体制整備の推進

重層的支援体制整備事業

・令和3年4月の社会福祉法の改正により、市町村が地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制整備の構築を促進する「重層的支援体制整備事業」が新たに創設

◆市町において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、

I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業。

◆市町の手上げに基づく任意事業。

◆分野を超えた課題に対応しやすくなるよう交付金を交付。

I 相談支援

高齢者や子どもといった属性に関わらず、ワンストップで相談を受け、関係機関で解決を図る支援

II 参加支援

支援を必要としている人と地域社会とのつながりを回復するための支援（例、ひきこもり状態にある方を生活困窮者の就労体験で受け入れる）

III 地域づくり

属性を超えて交流できる場や居場所を確保し、地域住民同士の顔が見える関係性を育成する支援

① 包括的な支援体制整備の推進

住民とともに支える「地域共生社会さが」推進事業費

目的・背景

高齢者、障害者、子どもなど誰もが、住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができる地域共生社会の実現に向けて、ワンストップでの相談対応などの体制づくり(重層的支援体制整備事業)に取り組む市町を支援する。この取組によって、地域のコミュニティやCSOと連携するなど「佐賀らしい地域共生社会」づくりを推進することで福祉サービスの向上を図る。

事業内容

実態調査

介護・障害・子育て・困窮各分野の相談支援機関の複合的な課題への対応や他機関との連携の状況をリサーチ

人材育成

【アドバイザー派遣】

意欲的に取り組む市町にアドバイザーを派遣

【地域共生コーディネーター養成】

支援機関が地域と連携して課題を解決できるよう人材を育成

事業期間

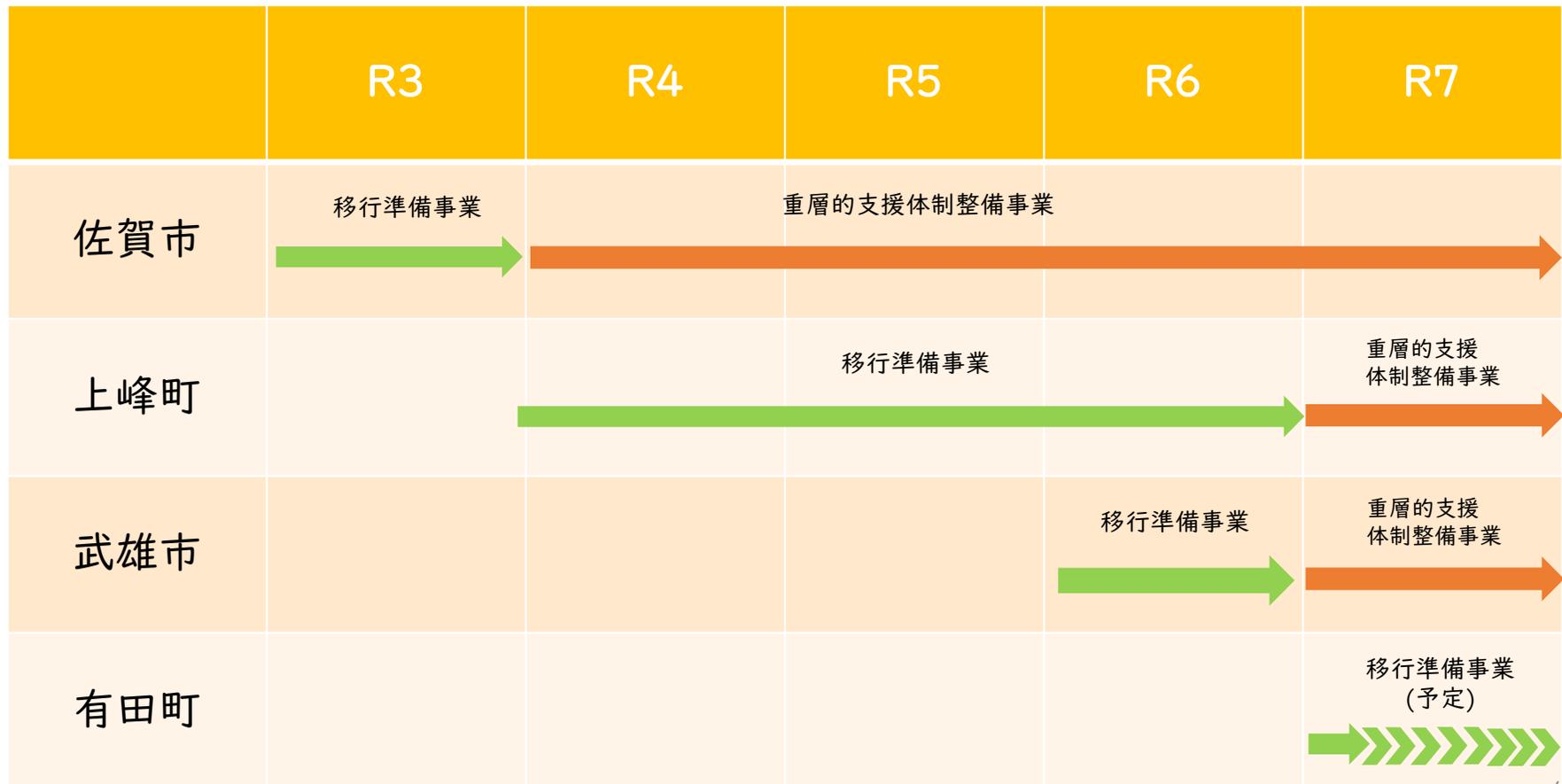
令和5年度(2023年度)～



① 包括的な支援体制整備の推進

<参考>

県内の重層的支援体制整備事業実施状況及び今後の取組予定



② 災害時の福祉的支援の充実

重点項目

○ 災害時の福祉的支援の充実

近年、全国的に自然災害が頻発化・激甚化しており、県内においても、令和元、2、3年度と3年連続で豪雨災害が発生した。

大規模災害に備え、災害発生時の支援の充実、体制の強化が求められており、特に高齢者、障害者などの災害時要配慮者への福祉的支援や災害ボランティア活動の支援などの充実が必要。

そうした体制の構築に当たっては、行政、CSOが連携しながら、それぞれの特性を活かした支援を行うことが不可欠。

② 災害時の福祉的支援の充実

佐賀県災害福祉支援ネットワークの推進

佐賀県災害福祉支援ネットワーク会議

○大規模災害時における必要な福祉支援体制の整備に向け、平時から協力関係を構築。

佐賀県災害派遣福祉支援チーム(DWAT)

○大規模災害発生時に市町からの要請のもと、県が必要と判断した場合、避難所及び福祉避難所において、要配慮者等(高齢者、障害者、乳幼児等)に対して福祉的支援を行う。

○1チーム5名程度で組成し、5日間程度で交代

○最大の目的は「二次被害の防止」と「被災地域の自立支援」

ネットワーク会議構成団体
佐賀県老人福祉施設協議会
佐賀県介護老人保健施設協会
佐賀県認知症グループホーム協会
日本認知症グループホーム協会佐賀県支部
佐賀県児童養護施設協議会
佐賀県身体障害児者施設協議会
佐賀県知的障害者福祉協会
佐賀県社会就労センター協議会
佐賀県保育会



② 災害時の福祉的支援の充実

民間事業者との災害時の連携協定

様々な民間事業者との連携協定を締結。災害時の困りごとに丁寧に寄り添うことができるように取り組む。

- 災害時における段ボール製品の調達に関する協定
→避難所で使用する段ボールベッドを迅速・円滑に調達
- 災害時におけるオストメイト用トイレの供給に関する協定
→備蓄が不足する場合でもオストメイト用トイレを確保
- 災害時における宿泊施設の提供等に関する協定
→配慮が必要な方が旅館・ホテルを避難先として活用可能